

南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例

南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和4年南知多町条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「南知多町太陽光発電設備」の次に「及び系統用蓄電池」を加える。

第1条中「太陽光発電設備」の次に「及び系統用蓄電池」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「太陽光発電設備」の次に「及び系統用蓄電池」を、「処分」の次に「又は発電、蓄電若しくは放電」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 系統用蓄電池 電力系統に直接接続する蓄電池及びその付属設備をいう。

第3条ただし書中「の屋根又は屋上」を削り、「太陽光発電設備」の次に「又は系統用蓄電池」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 事業者は、事業の実施に起因して生じた他人の生命、身体又は財産に係る損害を賠償する責任が発生した場合におけるこれらの損害を補填するための保険又は共済に加入するとともに、自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態が発生したときの措置並びに太陽光発電設備及び系統用蓄電池の解体、撤去、廃棄その他必要な措置に充てる費用について計画的に積み立てなければならない。

第7条第1項中「南知多町太陽光発電設備」の次に「及び系統用蓄電池」を加える。

第10条第2項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

第12条第1項第6号及び同項第7号中「太陽光発電設備」の次に「及び系統用蓄電池」を加える。

第14条第1項前段中「又は」を「並びに」に改める。

第16条並びに第18条第1項第1号及び同項第3号中「太陽光発電設備」の次に「及び系統用蓄電池」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に系統用蓄電池の設置工事に着手する事業について適用する。ただし、町長は、この条例の施行の際、現に系統用蓄電池を設置又は設置工事に着手している事業者に対して、この条例の規定を遵守するよう協力を求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、第18条、第19条及び第19条の2の規定は、第3条に該当する全ての系統蓄電池事業について適用する。この条例の施行の際、現に系統蓄電池を設置又は設置工事に着手している場合において、系統蓄電池設備の変更等により第3条に該当することとなるときも同様とする。

4 第9条から第14条までの規定による手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。